

## ○珠洲市空き家改修費補助金交付要綱

平成23年3月17日

告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、珠洲市における空き家の有効活用を通して、市内への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、珠洲市空き家バンク制度に登録された物件の改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、珠洲市補助金交付規則（昭和49年珠洲市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 珠洲市空き家バンク制度要綱（平成23年珠洲市告示第19号）第6条第1項に規定する登録物件をいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。
- (3) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) U・Iターン世帯 世帯員のうち1人以上が、市外に1年以上居住歴があり転入して3年以内の者又は本市に転入する意思のある者である世帯をいう。
- (5) 子育て世帯 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）において、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 20歳以上の者
- (2) 空き家の買主、借主又は貸主
- (3) 空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から3年を経過しない者
- (4) 空き家の売買又は賃貸借に係る契約相手（法人の場合は代表者）の2親等以内の親族でない者
- (5) 空き家の購入又は改修に関しての国、県又は市の制度による他の補助等を受けていない者
- (6) 自らの負担で空き家の改修をしようとする者
- (7) 世帯員全員が市税等を滞納していない者

2 空き家の買主又は借主が申請する場合、前項の規定に加え、本市に住所を有する者又は市外に1年以上居住歴があり本市に転入する意思のある者であって、この補

助金に係る改修を行う空き家（以下「補助対象物件」という。）に、補助金の交付を受けた日（以下「交付日」という。）から5年以上定住する意思のある者とする。

- 3 空き家の貸主が申請する場合、空き家の所有者等であつて、第1項の規定に加え、補助対象物件を交付日から1年以上U・Iターン世帯に賃貸し、かつ5年以上珠洲市空き家バンク制度による物件登録を継続する意思のある者とする（珠洲市が指定する宅地建物取引業者の仲介による売買契約が成立した場合を除く）。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象物件において、住宅としての機能向上のために行う改修で、内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の設置又は改修
- (2) 床、内壁、天井、建具、柱、梁、階段等の設置又は改修
- (3) 屋根、外壁、ベランダ、雨どい等の設置又は改修
- (4) 給湯、換気に係る設備の設置又は改修
- (5) 冷暖房、照明、収納に係る設備（埋め込み型）の設置又は改修
- (6) 電気、通信に係る設備の設置又は改修
- (7) 上水道、下水道、合併処理浄化槽に係る設備の設置又は改修
- (8) 住宅用発電設備（太陽光発電等）の設置又は改修
- (9) 井戸の設置又は改修（上水道未整備地域に限る）
- (10) 改修に伴う不要物（家財等）の運搬及び廃棄
- (11) 改修に伴うクリーニング、防蟻処理及び害虫駆除

2 次の各号に掲げる内容は、補助対象事業に含まない。

- (1) 店舗、事務所、宿泊施設、工場等の事業用の改修
- (2) 賃貸住宅における冷暖房、照明、収納に係る設備（後付け型）の設置又は改修
- (3) 家庭用電化製品、家具の設置

（補助対象事業の施工業者）

第5条 補助対象事業の施工業者は、地域活性化を図ることを目的に、原則として市内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者に限るものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、第4条に定める補助対象事業に要した経費の総額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

2 補助対象物件に入居する世帯が子育て世帯である場合の補助金の額は、150万円を限度とする。

3 この補助金は、補助対象者（同居人を含む。）及び補助対象物件がともに同一の場合、1回に限り交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に、珠洲市空き家改修費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(申請者が空き家の買主又は借主の場合は様式第2号、空き家の貸主の場合は様式第3号)
- (2) 入居者全員分の住民票の写し
- (3) 改修に要する経費に係る見積書の写し
- (4) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類
- (5) 改修予定箇所の現況写真
- (6) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (7) 市税等の滞納がないことを証する書類(納税証明書等)
- (8) 2親等以内の親族に関する情報(家系図及び親族の氏名、生年月日、本籍等)
- (9) 申請者の住民票の写し(申請者が空き家の貸主の場合)
- (10) 空き家の改修に関する所有者等の承諾書の写し(様式第4号。申請者が空き家の借主の場合)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、珠洲市空き家改修費補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、珠洲市空き家改修費補助金変更等承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の変更)

第10条 市長は、交付決定者から前条の規定による補助金の交付決定の変更又は取消を決定したときは、珠洲市空き家改修費補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、珠洲市空き家改修費補助金実績報告書(様式第8号)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収証の写し
- (2) 改修の状況を確認できる写真

(3) 入居者全員のうち、交付申請時に補助対象物件に住所を有していなかった者が、新たに当該物件に転入又は転居したことを証明する住民票（ただし、交付申請時に該当する者がいた場合のみとする。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、珠洲市空き家改修費補助金確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金確定通知を受けたあと、速やかに珠洲市空き家改修費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。

(2) 誓約書に記載された事項に違反があったとき。

(3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、珠洲市空き家改修費補助金返還命令書（様式第11号）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は、別表のとおりとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第102号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 48 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 51 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に交付決定した補助対象者に適用し、同日前に交付決定した補助対象者については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年告示第 43 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に交付決定した補助対象者に適用し、施行日前に交付決定した補助対象者については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年告示第 27 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に交付決定した補助対象者に適用し、施行日前に交付決定した補助対象者については、なお従前の例による。

別表（第 15 条関係）

交付日からの経過年数	返還を求める金額
1 年未満	交付額の 100%
1 年以上 2 年未満	交付額の 80%
2 年以上 3 年未満	交付額の 60%
3 年以上 4 年未満	交付額の 40%
4 年以上 5 年未満	交付額の 20%